

# 中野市審議会等の設置及び運営に関する指針

平成27年8月27日策定

令和3年9月30日改正

## 1 趣旨

中野市総合計画・後期基本計画では、市民参加の拡大として『市民各層から意見、提案をより多く求めるため、公募委員など審議会等の構成員の見直しを進めます』としている。

このことに鑑み、市民が主体の審議組織となるよう審議会等のあり方及び運営について見直しを行い、平成24年8月13日に中野市審議会等の設置及び運営の見直し方針を策定し運用を図ってきた。

本指針は、本市における審議会等の活性化をより図るとともに、公正で透明性の高い開かれた市政の推進に資するため、審議会等のあり方及び運営に関する必要事項を定めるものとする。

## 2 審議会等の定義

本指針における「審議会等」とは、市民、有識者等市職員以外の者が含まれ、次に掲げるものをいう。ただし、イベント等の実施を目的とした実行委員会、会員の資質向上を目的とした研究会、特定の事業に係る事業者等の選考を目的とした選定会及び外部の団体として組織されたものは除く。

### (1) 附属機関

審査会、審議会、調査会等その名称を問わず、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会（以下「実施機関」という。）の求めに応じて調停、審査、諮問又は調査を行う機関であって、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定するものをいう。

### (2) その他の会議

規則、規程、要綱等、法律又は条例以外の定めに基づき、懇談等により個人の意見の聴取、交換等を目的に設置されたものをいう。

## 3 審議会等の運営及び委員の選任

### (1) 審議会等の運営

- ① 審議会等が形骸化し、行政側からの報告が主とならないよう審議、意見聴取等の活性化を図る。
- ② 専門的な言葉や行政用語を極力控え、わかりやすい説明や資料づくりに努める。
- ③ 事前に資料を配布するなど、審議、意見聴取等の場において委員が十分に意見

を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見書の提出を  
求めるなどの方法により、審議の活性化を図る。

- ④ 審議会等の開催にあたっては、委員構成を考慮しつつ委員が参加しやすいよう  
開催時間を設定する。
- ⑤ 会議の手法の選択は、審議会等の長または審議会等を所管する課等の長の判断  
により決めることとする。

## (2) 会議の手法

会議の手法は以下のとおりとする。

- ① 通常会議
  - ア 委員等が会場に集合して行う会議。(WEB会議との併用含む。)
- ② 書面会議
  - ア 書面のやりとりによる会議。ただし、情報提供に留まるものは書面会議に  
該当しない。
  - イ 各審議会等条例で規定する会議が成立する委員数以上から意見等の返信が  
あった場合、会議が開催されたものとし、返信があった委員を出席者とする。
  - ウ 議決は、イにより会議に出席した委員により行い、これをもって決議したも  
のとみなす。
- ③ WEB会議
  - ア インターネットを介して音声や動画をリアルタイムに共有して行う会議。
  - イ 会議の成立や議決は通常会議と同じとする。

## (3) 委員の選任

審議会等の委員の選任に当たっては、次のことに配慮する。

- ① 委員の定数
  - 審議、意見聴取等の活性化を図るとともに、簡素で効率的な審議会等の運営を  
行う観点から、審議会等の委員の定数は20人以内とする。ただし、法律に定め  
のある場合又はその他の会議において極めて幅広い者から意見聴取等を行う必要  
がある場合は、この限りでない。
- ② 女性の登用
  - 男女双方の意見を広く市政に反映させるため、女性委員の割合は「中野市男女  
共同参画計画」に定める35パーセント以上とする。ただし、法律に基づき充て職  
として選任する場合は、この限りでない。
- ③ 公募委員の登用
  - 開かれた市政の促進を図るため、公募委員は20パーセント以上とする。ただし、  
次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 委員数が5人以下のもの
  - イ 全ての委員が高度で専門的な知識、経験等を有する必要があるもの

ウ 利害関係者の処分に関する内容を扱うもの

エ 中野市情報公開条例第6条及び第7条に規定する非公開情報と認められる事項について審議、意見聴取等を行うもの

④ 委員の兼務

重複就任が増えることは、審議日程の調整に支障を生じ欠席につながることも考えられることから、一委員が兼務できる審議会等の数を3つまでとする。ただし、法律に基づき充て職として選任する場合は、それを兼務に含めない。

#### 4 審議会等の設置

##### (1) 審議会等の廃止又は統合

既存の審議会等については、法律によりその設置が義務付けられているものを除き、その役割や必要性を十分検討し、次のいずれかに該当するものは、廃止又は統合する。

- ① すでに設置目的が達成できたもの
- ② 社会経済情勢等の変化により、設置の必要性が低下したもの
- ③ 過去5年間開催されず、活動が不活発なもの。ただし、案件が発生した場合に設置される審議会等は除く。
- ④ 審議会等を設置するまでもなく、一般的な行政事務処理によって対応が可能なもの
- ⑤ 設置目的及び所掌事項が他の審議会等と重複又は類似しているもの
- ⑥ 委員構成等が他の審議会等と同一又は類似しているもの
- ⑦ その他効率性等の理由により廃止又は統合が適当なもの

##### (2) 新たな審議会等の設置

法律に基づき設置が必要な場合を除き、審議会等を新たに設置しようとするときは、その必要性を十分に検討し、次のいずれかに該当する場合に限り設置する。

- ① 審議事項、意見聴取事項等が既存の審議会等の所掌事項に含まれず、かつ既存の審議会等の所掌事項とすることが適当でない場合
- ② 審議事項、意見聴取事項等について、市民、関係団体、有識者等から意見等の聴取が必要であり、かつ個別に意見等を聴取するだけでは不十分な場合

#### 5 審議会等の会議等の公開

##### (1) 会議の公開

透明性の高い開かれた審議会等の運営を目指すため、会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 中野市情報公開条例第6条及び第7条に規定する非公開情報に該当する内容について審議、意見聴取等を行う場合

- ② 利害関係者の処分に関する内容を扱う場合
- ③ 公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

## (2) 開催の周知

審議会等の開催に際しては、その2週間前までに次の事項を市公式ホームページ等により公表し、広く市民等に周知を図る。ただし、緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- ① 審議会等の名称
- ② 開催日時
- ③ 開催会場
- ④ 公開の可否
- ⑤ 問い合わせ先

## (3) 会議録等の公開

会議録、会議資料等については、市公式ホームページ等にて公開する。ただし、5の(1)のただし書の規定により非公開とした事項その他審議会等で非公開と決定した事項については、この限りでない。

## 6 附属機関の基準

### (1) 設置の基準

次のいずれかに該当する場合は附属機関とみなされるため、法律に設置の義務規定がある場合を除き、附属機関は条例により設置する。法律に設置できると規定されている場合も同様とする。

- ① 実施機関が市民の代表、学識経験者等を委員その他の構成員（以下「委員等」という。）として委嘱又は任命し、常設する組織。
- ② 委員等に報酬が支払われる組織。
- ③ 施策、計画、方針の作成等、市民の権利義務に影響を及ぼす権限行使を内容とした実施機関からの諮問等に応じ、調停、審査、答申、調査等を行う組織。
- ④ 委員長、会長等組織の長が存在し、定足数を設け合議制により組織の意思を決定し、実施機関に答申、意見、建議等を行う組織。

### (2) 条例に規定する事項

附属機関の設置条例を制定又は改正するときは、附属機関の設置・運営方法に係る次の事項を定める。

- ① 所掌事項
- ② 委員等の数、構成及び任期
- ③ 定足数等会議の成立要件

- ④ 組織の長等の選出及び役割
- ⑤ その他必要な事項

## 7 その他の会議の基準

その他の会議は、調停、審査、諮問又は調査を目的とした附属機関ではなく、行政運営上の意見の聴取、交換等の場として位置付けられるものであることから、次の事項に留意する。

- ① 設置に係る定めは規則、要綱等を根拠とし、名称には自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会を用いないこと。
- ② 委員等には委嘱又は任命の行為を行わず、一般の文書により依頼し承諾を得ること。
- ③ 臨時的、一時的に設置される会議とし、規則、要綱等に設置期間を定めること。
- ④ 委員等に支払う会議出席に係る対価は、報償費とすること。
- ⑤ 会の代表、定足数、議決手続等、組織としての意思を決定するための手続を定めず、またそれらによる運営を行わないこと。
- ⑥ 会議の目的、所掌事務、結果等には、審議、審査、諮問、答申、建議等附属機関と誤解を招く表現は用いず、個々の委員等の発言を取りまとめ、報告、提言又は意見の表現とすること。

## 8 その他

審議会等を所管する課等は、次の事項に係る起案を行うときは、総務部政策情報課に合議する。

- ① 審議会等の委員を選任又は解任するとき。
- ② 審議会等を新設、廃止又は統合するとき。
- ③ 審議会等を開催するとき。

## 9 本指針の適用

- (1) この指針は、平成27年8月27日から適用する。
- (2) 委員の選任について、現在委員を委嘱又は任命している審議会等は、次の改選期から適用する。
- (3) 本指針の適用の際、委員の選任に係る事項を除き、現に本指針に適合しない事項がある場合は、平成28年3月31日までにこれを改める。
- (4) 中野市審議会等の設置及び運営の見直し方針（平成24年8月13日策定）は、廃止する。

- (5) この指針は、令和3年9月30日から施行し、改正後の中野市審議会の設置及び運営に関する指針の規定は、令和3年4月1日から適用する。